規　約

（令和4年4月1日　作成）

若者啓発活動推進機構

**規約**

第1章　総則

（名称）

第１条　本団体は、若者啓発活動推進機構という。略称をYEPとする。

（事務所）

第２条　本団体の主たる事務所を大阪府内に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　本団体は、若者が主体的となって啓発活動を行い、若者が社会問題に対して、自分ごと

と捉え、社会の一員として、より良い社会を構築することを目的とする。

（事業）

第４条　本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

⑴ 投票率向上を目的とした事業

　　　⑵ 社会教育に関する事業

　　　⑶ その他、公共性のある啓発に関する事業

第3章　会員

（種別）

第５条　本団体の会員は、次の２種類とする。

　　　⑴ 正会員　本団体の目的に賛同して入会した個人

　　　⑵ 賛助会員　本団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第６条　会員として入会しようとする場合は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

（会費）

第７条　会員は次に定める会費を納入しなければならない。

　　　⑴ 正会員　　　　一般　　　　 　　　５００円/年

　　　　　　　　　　　　　　　　　学生　　　　　　　無料

　　　⑵ 賛助会員　　　個人　　　　　　　一口2000円

　　　　　　　 　　　　 団体　　　　 　　一口5000円

（退会）

第8条　会員は、退会届を理事長に提出することで任意に退会することができる。

2　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

　　　⑴ 本人が死亡したとき

　　　⑵ 本団体が消滅したとき

　　　⑶ 除名処分を受けたとき

（除名）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　⑴ この規約に違反したと判断されたとき

　　　⑵ その他、本団体に著しい損害を与えたと判断されたとき

（拠出金品の不返還）

第10条　即納の会費は返還しない。

第4章　役員

（種別及び定数）

第11条　本団体に次の役員を置く。

⑴ 理事　2人以上5人以内

⑵ 監事 1人

2　理事のうち、理事長１人、副理事長１人を定める。

（選任）

第12条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　監事は理事を兼任することができない。

４　監事は部外から選任する。

（職務）

第13条　理事長は、本団体を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職

務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、本団体の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

　　　　⑴ 理事の職務執行状況を監査すること

　　　　⑵ 本団体の財産状況を監査すること

　　　　⑶ 監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があると判

断した場合は、総会において報告すること

　　　　⑷ 前号の報告をする場合には、総会を招集すること

　　　　⑸ 理事の業務執行の状況又は本団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは

理事会の招集を請求すること

（任期）

第14条　役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第15条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　 ⑴ 職務の遂行に堪えない状況にあると判断されたとき

　　　 ⑵ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと判断されたとき

第5章　総会

（種別）

第16条　本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第17条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第18条　総会は、次の事項について議決する。

　　　 ⑴ 規約の変更

　 ⑵ 解散

⑶ 事業計画及び活動予算並びにその変更

　 ⑷ 事業報告及び活動決算

　 ⑸ 役員の選任又は解任

　 ⑹ その他運営に関する重要事項

（開催）

第19条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

2　臨時総会は、次の場合に開催する。

　 ⑴ 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

⑵ 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき

　 ⑶ 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）

第20条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第21条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第22条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第23条　総会における議決事項は、第20条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2　総会の議事は、当日総会出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第24条　各会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された書面を

もって表決する。

3　前項の規定により表決した正会員は、第22条、第23条第2項及び第25条第1項

第2号の適用については総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第25条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　 ⑴ 日時及び場所

　 ⑵ 正会員総数及び出席者数

　 ⑶ 審議事項

　 ⑷ 議事の経過の概要及び議決の結果

　 ⑸ 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第26条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第27条　理事会は、次の事項を議決する。

　 ⑴ 入会可否に関する事項

⑵ 総会に付議すべき事項

　 ⑶ 総会の議決した事項の執行に関する事項

　 ⑷ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第28条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　 ⑴ 理事長が必要と認めたとき

　 ⑵ 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

第29条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第30条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第31条　理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。

2　理事会の議事は、当日理事会に出席している理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第32条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された書面を

もって表決する。

3　前項の規定により表決した理事は、第31条第2項及び第33条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第33条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　 　⑴ 日時及び場所

　 ⑵ 理事総数及び出席者数

　 ⑶ 審議事項

⑷ 議事の経過の概要及び議決の結果

　 ⑸ 議事録署名人の選任に関する事項

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第34条　本団体の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

　 ⑴ 会費

　 ⑵ 寄付金品

　 ⑶ 事業に伴う収益

（資産の管理）

第35条　本団体の資産は、理事長が管理する。

（事業計画及び予算）

第36条　本団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第37条　本団体の事業報告書、活動計算書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第38条　本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第39条　本団体が、規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

（解散）

第40条　本団体は、次に掲げる事由により解散する。

　 ⑴ 総会の決議

　 ⑵ 目的とする事業の成功の不能

⑶ 正会員の不足

2　前項1号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

改正

令和4年11月22日

令和5年3月21日